「新型コロナウイルス感染症に関連した法務大臣メッセージ」

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別は決 してあってはなりません。

法務大臣メッセージは、YouTube法務省チャンネル(https://youtu.be/RYS00qCxo-0)をご覧ください。 法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方 からの人権相談を受け付けています。困った時は、一人で悩まず私たちに相談してください。



https://www.jinken.go.jp/kodomo (パソコン、スマートフォン共通)

下のQRコードを読み込んでください



【電話受付時間】平日午前8時30分~午後5時15分

様々な人権問題についての相談はなんでも

みんなの 人権110番

2 0570-003-110

いじめ・虐待(ぎゃくたい)など子どもの人権問題に関する相談はこちら

50. 0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0

家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談はこちら

インターネットでも人権相談を受け付けています

インターネット受付 インターネット人権相談

パソコン、スマートフォン共通 https://www.jinken.go.jp/